

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目		23.介護保険事業の取扱い			協議細目	
調整方針		(案) 1 第1号被保険者の保険料については、平成16年度及び平成17年度は各市町村それぞれ現行のとおりとし、平成18年度以降については、第三期介護保険事業計画(平成18年度～22年度)策定の中で調整するものとする。 2 第1号被保険者の納期については関市の例によるものとする。ただし、平成16年度は各市町村それぞれ現行のとおりとする。				
項目		参 考 資 料				
区分		第1号被保険者の保険料				
		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村
賦課期日		4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
基準月額		3,000円	2,500円	2,460円	2,450円	2,450円
所得段階別 保険料額	第1段階 基準額×0.5	1,500円	1,250円	1,230円	1,225円	1,225円
	第2段階 基準額×0.75	2,250円	1,875円	1,845円	1,837円	1,837円
	第3段階 基準額×1.0	3,000円	2,500円	2,460円	2,450円	2,450円
	第4段階 基準額×1.25	3,750円	3,125円	3,075円	3,062円	3,062円
	第5段階 基準額×1.5	4,500円	3,750円	3,690円	3,675円	3,675円
普通納期 徴収	第1期	6月17日～6月30日	4月1日～4月30日	4月1日～4月30日	4月1日～4月30日	7月1日～7月31日
	第2期	7月1日～7月31日	6月1日～6月30日	6月1日～6月30日	7月1日～7月31日	9月1日～9月30日
	第3期	8月1日～8月31日	8月1日～8月31日	8月1日～8月31日	10月1日～10月31日	11月1日～11月30日
	第4期	9月1日～9月30日	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	1月1日～1月31日	12月1日～12月27日
	第5期	10月1日～10月31日	12月1日～12月25日	12月1日～12月25日		2月1日～2月28日
	第6期	11月1日～11月30日	2月1日～2月28日	2月1日～2月28日		
	第7期	12月1日～12月25日				
	第8期	1月1日～1月31日				
	第9期	2月1日～2月28日				
	第10期	3月1日～3月31日				

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料				
区 分		第2号被保険者(国民健康保険加入)の保険料				
		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村
国民健康保険料 の 介 護 分	所得割	0.81%	0.51%	1.16%	0.80%	0.50%
	資産割	5.10%	11.50%	13.09%	8.10%	10.37%
	均等割 (1人当たり)	4,800円	6,600円	7,920円	7,700円	6,840円
	平等割 (1世帯当たり)	4,000円	4,200円	4,560円	4,700円	4,320円
	賦課限度額	70,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円
国民健康保険料 の 納 期	第1期	6月17日～6月30日	4月1日～4月30日	5月1日～5月31日	7月1日～7月31日	7月1日～7月31日
	第2期	7月1日～7月31日	5月1日～5月31日	7月1日～7月31日	8月1日～8月31日	9月1日～9月30日
	第3期	8月1日～8月31日	6月1日～6月30日	8月1日～8月31日	9月1日～9月30日	11月1日～11月30日
	第4期	9月1日～9月30日	7月1日～7月31日	9月1日～9月30日	10月1日～10月31日	12月1日～12月27日
	第5期	10月1日～10月31日	8月1日～8月31日	10月1日～10月31日	11月1日～11月30日	2月1日～2月28日
	第6期	11月1日～11月30日	9月1日～9月30日	11月1日～11月30日	12月1日～12月25日	
	第7期	12月1日～12月25日	10月1日～10月31日	12月1日～12月25日	1月1日～1月31日	
	第8期	1月1日～1月31日	11月1日～11月30日	1月4日～1月31日	2月1日～2月28日	
	第9期	2月1日～2月28日	12月1日～12月25日	2月1日～2月28日		
	第10期	3月1日～3月31日	1月1日～1月31日	3月1日～3月31日		
	第11期		2月1日～2月28日			
	第12期		3月1日～3月31日			
参 考	区 分		対象者	徴 収 方 法		
	第1号被保険者		65歳以上	年金が年額18万円以上の者：年金より天引きされる(特別徴収) 年金が年額18万円未満の者：個別に納付する(普通徴収)		
	第2号被保険者		40歳以上 64歳以下	加入している医療保険に上乘せされ一括して徴収される		

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項	目	参 考 資 料
参 考 法 令	保険料の算定 基準	<p>【介護保険法施行令】                      ( 保険料率の算定に関する基準 )</p> <p>第 3 8 条 各年度における保険料率に係る法第 1 2 9 条第 2 項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める基準割合 ( 市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第 1 号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合 ) を乗じて得た額であることとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者 4 分の 2</p> <p>イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの ( 口に該当する者を除く。 )</p> <p>( 1 ) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者 ( 次号イ並びに次条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。 )</p> <p>( 2 ) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者</p> <p>ロ 被保護者</p> <p>ハ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者 ( イ ( ( 1 ) に係る部分を除く。 )、次号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに該当する者を除く。 )</p> <p>二 次のいずれかに該当する者 4 分の 3</p> <p>イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前号に該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者 ( 前号イ ( ( 1 ) に係る部分を除く。 )、次号ロ又は第 4 号ロに該当する者を除く。 )</p> <p>三 次のいずれかに該当する者 4 分の 4</p> <p>イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前 2 号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者 ( 第 1 号イ ( ( 1 ) に係る部分を除く。 ) 又は次号ロに該当する者を除く。 )</p>

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項	目	参 考 資 料
	<p>保険料の算定基準</p>	<p>四 次のいずれかに該当する者 4分の5                      イ 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前3号のいずれにも該当しない者                      ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる者(第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)                      五 前各号のいずれにも該当しない者 4分の6                      2~7 省略</p>
<p>参 考 法 令</p>	<p>保険料の賦課</p>	<p>【介護保険法】                      (被保険者)                      第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介護保険の被保険者とする。                      一 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)                      二 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)                      (保険料)                      第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。                      2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算出された保険料率により算出された保険料額によって課する。                      3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政均衡を保つことができるものでなければならない。                      (賦課期日)                      第130条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。</p>

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目		参 考 資 料																		
参 考 法 令	保険料の徴収	<p>【介護保険法】                      ( 保険料の徴収の方法 )                      第 1 3 1 条 法第 1 2 9 条の保険料の徴収については、第 1 3 5 条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収(市町村が、保険料を課せられた第 1 号被保険者又は当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第 1 号被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対し、地方自治法第 2 3 1 条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。)の方法によらなければならない。                      ( 普通徴収に係る保険料の納期 )                      第 1 3 3 条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。</p>																		
	先進事例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新市の名称 (都道府県名)</th> <th>合併 方式</th> <th>旧市町村名</th> <th>調 整 方 針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西東京市 (東京都)</td> <td>新設</td> <td>田無市 保谷市</td> <td>第 1 号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第 2 号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。 第 1 号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第 2 号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。</td> </tr> <tr> <td>廿日市市 (広島県)</td> <td>編入</td> <td>廿日市市 佐伯町 吉和村</td> <td>第 1 号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成 15 年度から第 2 期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成 15 年度から廿日市市の例に統一する。 その他各種事務事業の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。</td> </tr> <tr> <td>田原市 (愛知県)</td> <td>編入</td> <td>田原町 赤羽根町</td> <td>第 1 号被保険者の保険料については、不均一賦課によることとし、合併年度及びこれに続く 2 年度は現行のとおりとする。</td> </tr> </tbody> </table>				新市の名称 (都道府県名)	合併 方式	旧市町村名	調 整 方 針	西東京市 (東京都)	新設	田無市 保谷市	第 1 号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第 2 号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。 第 1 号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第 2 号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。	廿日市市 (広島県)	編入	廿日市市 佐伯町 吉和村	第 1 号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成 15 年度から第 2 期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成 15 年度から廿日市市の例に統一する。 その他各種事務事業の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。	田原市 (愛知県)	編入	田原町 赤羽根町
新市の名称 (都道府県名)	合併 方式	旧市町村名	調 整 方 針																	
西東京市 (東京都)	新設	田無市 保谷市	第 1 号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第 2 号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。 第 1 号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第 2 号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。																	
廿日市市 (広島県)	編入	廿日市市 佐伯町 吉和村	第 1 号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成 15 年度から第 2 期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成 15 年度から廿日市市の例に統一する。 その他各種事務事業の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。																	
田原市 (愛知県)	編入	田原町 赤羽根町	第 1 号被保険者の保険料については、不均一賦課によることとし、合併年度及びこれに続く 2 年度は現行のとおりとする。																	